設計施工契約書

印 紙

発注者     （以下「発注者」という。）と

受注者     （以下「受注者」という。）とは、発注者が計画する建築物の建築（以下この建築物を「本件建築物」といい、この建築を「本計画」という。）に関し、次の各項の定め、添付の設計施工契約約款(以下「本約款」という。)及び添付の設計等業務一覧に基づき、以下のとおり設計施工契約（以下「本契約」という。）を締結する。

１．本計画の名称　　

２．本計画地　　　　

３．本件建築物の概要（用途・構造・規模）

４．受注者の業務（業務の種類、内容及び実施方法）

（１）設計業務

設計等業務一覧のうち「1 設計に関する業務」に記載された業務。

（２）工事監理業務

設計等業務一覧のうち「2 工事監理に関する業務」に記載された業務。

（３）施工業務

設計図書に基づいて本件建築物の工事を完成し、引き渡す業務。

５．設計業務において作成する成果物等

設計等業務一覧のうち「1　設計に関する業務」に記載のとおり。

６．業務の実施期間

（１）設計業務

着　手      年     月     日

基本設計図書の提出      年     月     日

実施設計図書の提出      年     月     日

終　了      年     月     日

（２）工事監理業務 （第11項記載の「工事確定合意書」による。）

（３）施工業務 （第11項記載の「工事確定合意書」による。）

７．業務報酬の額と支払の時期

（１）設計業務報酬額

合計　 金     円

うち　業務報酬額　 金     円

取引に係る消費税及び地方消費税の額 金     円

（支払の時期） 　　（支払額）

     （     年     月     日）金     円うち消費税等　金     円

     （     年     月     日）金     円うち消費税等　金     円

（２）工事監理業務報酬額（第11項記載の「工事確定合意書」による。）

（３）工事請負代金額　　（第11項記載の「工事確定合意書」による。）

８.設計業務に従事することとなる建築士（建築設備士が従事する場合はその者も含む。）

|  |
| --- |
| 【氏名】     【資格】     【登録番号】 |
| 【氏名】     【資格】     【登録番号】 |
| 【氏名】     【資格】     【登録番号】 |

９．設計業務の一部を委託する場合の委託先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 委託する業務の概要 | 委託先の建築士事務所の  名称及び所在地 | 開設者の氏名又は名称  (法人の場合は代表者の氏名) |
|  |  |  |
|  |  |  |

１０．本契約は、本約款及び設計等業務一覧に従う。

１１．工事確定合意書

（１）発注者と受注者は、本約款第２条第９号に定める設計図書に基づいて、工期、工事請負代金額及び工事監理業務報酬額等を協議のうえ確定し、別途別添の「工事確定合意書」を取り交わす。

（２）本件建築物に関する工事監理契約及び工事請負契約は、本項（１）に定める「工事確定合意書」を取り交わした時点で成立する。

（３）本約款第三章「工事監理業務」及び第四章「施工業務」の各規定並びに第五章「共通事項」のうち工事監理業務と施工業務に適用される各条の規定は、本項（２）の契約成立の時点をもってその効力が生じる。

１２．本契約の解除及びその後の措置

（１）発注者と受注者は、前項の工事確定合意書が本約款第４条第３項に定める期間が経過しても取り交わされない場合、書面をもって相手方に通知して、本契約を解除することができる。

（２）本項（１）により、本契約が解除された場合、発注者と受注者は本約款の定めに従って清算する。

１３．その他（特約事項等があればこの欄に記入する）

|  |
| --- |
| 受注者の建築士事務所登録に関する事項  建築士事務所の名称  所在地  区分()) 　(     )建築士事務所　(     )知事登録     第     号  開設者の氏名　    （開設者が法人の場合は「当該開設者の名称及びその代表者の氏名」を記入すること） |

本契約成立の証として本書を２通作成し、発注者、受注者及び保証人が署名又は記名、押印のうえ、発注者及び受注者が各１通を保有する。

     年     月     日

（発注者）

住所又は所在地　

氏名又は名称　　     ㊞

（保証人）

住所又は所在地　

氏名又は名称　　     ㊞

（受注者）

住所又は所在地　

氏名又は名称　　     ㊞

（保証人）

住所又は所在地　

氏名又は名称　　     ㊞

（注）

・保証人が個人である場合、この保証は民法第465条の２に定める個人根保証となることから別途に債権者（保証される者）との間で、保証契約を締結し、極度額を定める必要がある。

・保証人（法人を除く。以下この文において同じ。）を立てる場合は保証人に対して民法第465条の10第１項に規定する情報提供義務が発生することに留意すること。